

(別紙)

## 指定旧供給区域等小売供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された兵庫県姫路市、たつの市、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町において、被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、大阪瓦斯株式会社は当該措置を適用する。

1. 被災した需要家のガス料金の支払期限について、平成30年6月検針分(支払期限日が災害救助法適用日以降となるもの)、7月検針分及び8月検針分をそれぞれ1ヶ月間延長する。
2. 災害救助法適用日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月において、被災した需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。
3. 被災により、ガスの使用ができなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事については、平成30年10月末日までに申込があった場合、そのガス工事費は全額大阪瓦斯株式会社負担とする。
4. 大阪瓦斯株式会社の指定旧供給区域等外の災害救助法適用地域において被災された需要家で、災害救助法適用日以降、被災に起因する転居等により、新たに大阪瓦斯株式会社の指定旧供給区域等小売供給約款に基づく需給契約を締結された場合、被災された需要家のガス料金の支払期限について、平成30年7月検針分及び8月検針分をそれぞれ1ヶ月間延長する。

## 託送供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された兵庫県姫路市、たつの市、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町において、被災した需要家に対してガスの供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、大阪瓦斯株式会社は当該措置を適用する。

1. 被災によりガスの使用ができなくなった被災者が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、平成30年10月末日までに申し込みがあった場合（※）、当該工事にかかる工事費については全額大阪瓦斯株式会社負担とする。

※当該ガス工事については、託送供給約款に基づき別途定める「工事約款」により契約することになる。なお、工事申込者は託送供給依頼者に限定されないが、上記同様に公平に適用される。

2. 被災した需要場所に係る平成30年6月検針分（支払期限日が災害救助法適用日以降となるもの）、7月及び8月分の各託送供給料金の支払い期限を1ヶ月間延長する。
3. 災害救助法適用日の属する託送供給料金算定期間の翌託送供給料金算定期間から6ヶ月間において、被災した需要場所においてガスを全く使用されなかった料金算定期間については、基本料金を免除する。
4. 大阪瓦斯株式会社の供給区域等外の災害救助法適用地域において被災された需要家で、災害救助法適用日以降、被災に起因する転居等により、新たに大阪瓦斯株式会社の小売託送供給約款に基づき被災されたガスの使用者を需要家とする託送契約を締結された託送供給依頼者について、被災した需要場所に係る平成30年6月検針分（支払期限日が災害救助法適用日以降となるもの）、7月及び8月分の各託送供給料金の支払い期限を1ヶ月間延長する。